

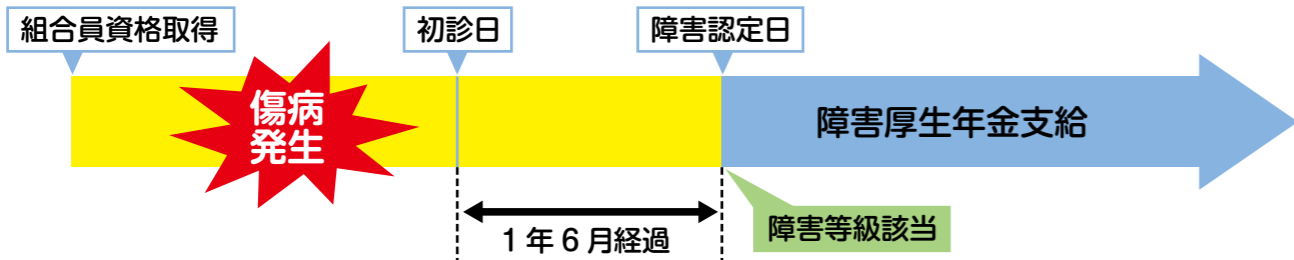
障害厚生年金について

お問い合わせ
年金班
043-223-4116

障害厚生年金とは、組合員である間に初診日のある傷病が原因となって、3級以上の障害の状態になったときに支給されるものです。

1. 障害厚生年金の支給要件

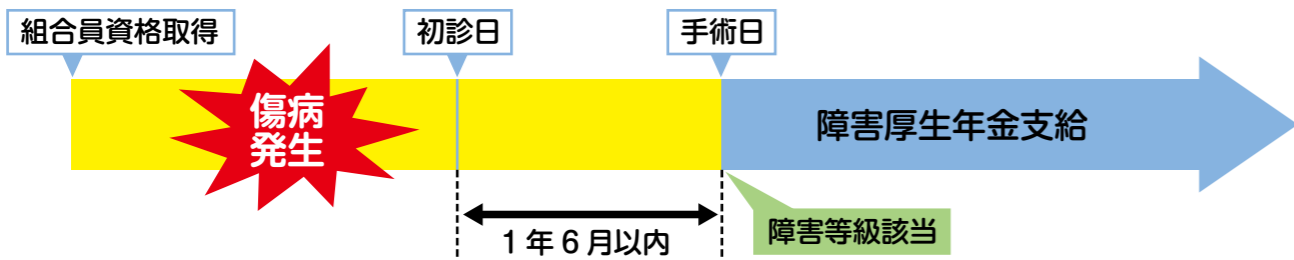
- 初診日（病気またはけがで初めて医師の診療を受けた日）において組合員であること。
- 障害認定日（初診日から起算して1年6月を経過した日、またはその傷病が治ったもしくは症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日）に「障害等級」に該当する障害状況であること。
- 保険料を納付していること（次の①または②を満たしている時）。
 - 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
 - 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。



2. 障害程度の特例症例

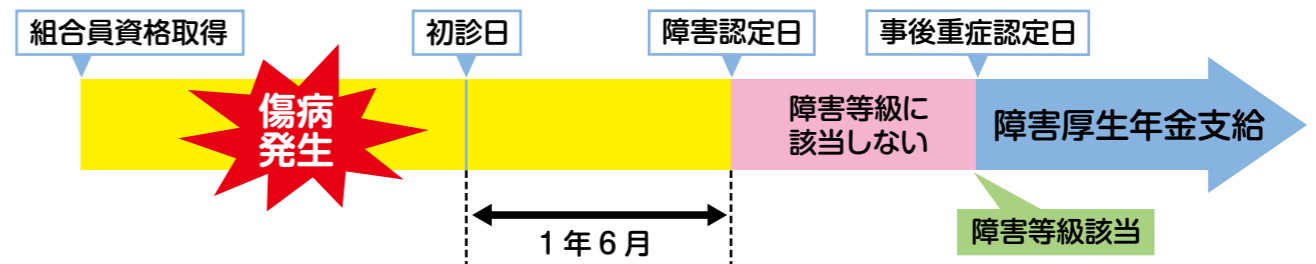
障害等級の認定は、障害認定日で行ないます。ただし、初診日から1年6月以内に以下の表の状態に該当する場合には、特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。

症例の現象	障害認定日
上肢・下肢を離断、切断	離断又は切断した日
人工骨頭又は人工関節を挿入、置換	挿入又は置換した日
脳血管疾患による機能障害	初診日から6月を経過した日以後
心臓ペースメーカー、ICD、人工弁を装着	装着した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着	移植日又は装着日
CRT、CRT-D	装着日
人工血管を挿入、置換	挿入又は置換日
人工透析療法を施行	透析開始から3月を経過した日
人工肛門、尿路変更術を施行	施行から6月を経過した日
新膀胱を造設	造設した日
喉頭全摘出手術を施行	全摘出手術を施行した日
在宅酸素療法	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態	状態に至った日から3月を経過した日以後



3. 事後重症となった場合

障害認定日時点で障害等級に該当しなかった方でも、その後65歳に達する日の前日までに傷病が障害等級に該当する状態になった場合、障害厚生年金を請求することができます。



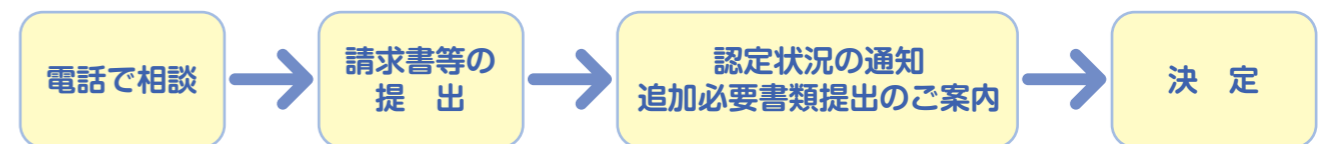
4. 特別支給の老齢厚生年金の障害者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権をお持ちの方で、障害等級3級以上の認定を受けた方が対象となります。組合員でないことを要件に65歳前でも、満額の年金及び加給年金を請求することができる制度です。

5. 障害手当金

組合員である間に初診日のある傷病が5年以内に治り、障害等級3級よりやや軽度の障害の状況であり、保険料の納付要件を満たしている場合に支給される一時金です。

6. 請求手続き



共済組合の貸付けのご案内

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4122

共済組合では、各種貸付事業を実施しております。臨時に資金が必要となる場合はご利用ください。なお、クレジット払いについては、貸付対象になりません。また、貸付金額は10万円単位で端数は切り捨てとなります。

- 申込み期限：毎月15日（休祭日の場合は翌開庁日）必着
- 送金日：翌月21日（休祭日の場合は銀行等の翌営業日）

一般貸付け

- * 貸付限度額 200万円
- * 年利 1.32%
- * 最長10年返済（生活資金や借金返済の利用は不可）



教育貸付け

- * 貸付限度額 550万円
- * 年利 1.32%
- * 最長20年10か月返済



住宅貸付け・介護構造貸付け

- * 貸付限度額・年利
 - ・住宅 1,800万円 1.32%
 - ・介護 300万円 1.06%
- * 最長30年返済



他に、「住宅災害」「災害」「結婚」「医療」「葬祭」等の貸付けを行っております。詳細については、「互助会Diary」等でご確認ください。